

消防協力者等損害補償条例の一部を改正する条例案

消防協力者等損害補償条例（昭和41年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項の表中「0.86」を「0.88」に、「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の消防協力者等損害補償条例（以下「新条例」という。）附則第5条第2項及び第5項の規定は、平成28年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の消防協力者等損害補償条例（以下「旧条例」という。）附則第5条第2項及び第5項の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく傷病補償年金及び休業補償は、新条例による傷病補償年金及び休業補償の内払とみなす。

平成28年 5 月13日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、傷病補償年金等の支給と厚生年金保険法等による給付との調整に係る規定を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

消防協力者等損害補償条例 (抄)

附 則

(他の法律による給付との調整)

第5条 省 略

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた傷病、障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた傷病、障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償年金（第17条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等	<u>0.86</u> <u>0.88</u>
	省 略	省 略
2 傷病補償年金（第17条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	<u>0.91</u> （第1 <u>0.92</u> 級又は第2 級の傷病等 級に該当す る障害に係 る傷病補償 年金にあつ

		ては、 $\frac{0.90}{0.91}$
	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略

3 - 4 省 略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第5条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

省 略	省 略
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	$\frac{0.86}{0.88}$
省 略	省 略

6 - 7 省 略